

# GUIの意匠権の効力範囲

会員 渡辺 和宏

## 要約

GUIの意匠権の効力範囲（登録意匠の類似範囲）は、画像の形態の特徴が共通する範囲、及び、画像の用途・機能の特徴が共通する範囲である。画像の形態の意匠的特徴が小さい場合は、画像の用途・機能の特徴が共通する範囲に限定される。

## 目次

1. はじめに
2. 画像デザイン登録事例研究
3. 他の事例へのあてはめ検討
  - 3-1. 意匠 1395587号（携帯情報端末）
  - 3-2. 意匠 1395587号（携帯情報端末）
  - 3-3. 意匠 1437193号（デジタルカメラ）
  - 3-4. 意匠 1485162号（電子カメラ）
  - 3-5. 意匠 1337494号（電子複写機）
4. おわりに

## 1. はじめに

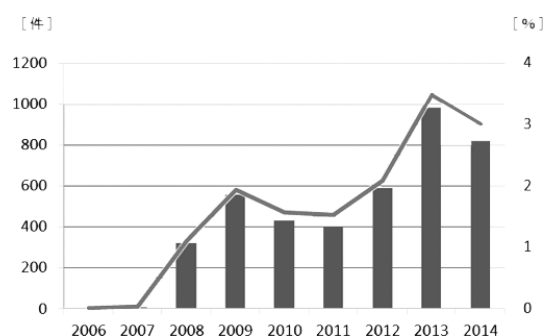
スマートフォンなど近年のデジタル機器では、さまざまな情報や機能をユーザーが操作できるように表示するグラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）が一般的である。すぐれたGUIが実現する「入力のしやすさ」「操作の分かりやすさ」や「快適な操作感」等は製品の重要な付加価値となっており、GUIデザインが製品の評価を左右することはもはや通常である。

平成18年（2006年）の意匠法改正により、意匠登録できる画像として「物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像」（意匠法2条2項）が規定されて以降、画像を含む意匠の登録件数は概ね増加の傾向を示している（グラフ1 棒グラフ、左目盛）。その間、全体の意匠登録件数はほぼ一定していることから、全体に占める割合も増加傾向にある（グラフ1 折れ線グラフ、右目盛）。

一方、登録件数が増加するにつれて、製品等に画像を表示する事業者が他者の意匠権に抵触するものでないかどうかの、いわゆるクリアランスの負担も大きな

ものとなっている。クリアランスを適切に行うためには権利の効力範囲が明確になっていることが重要である。

そこで本稿において、GUIの意匠権の効力範囲の検討をおこなった。



グラフ1  
画像を含む意匠の登録件数および全体に占める件数の割合

## 2. 画像デザイン登録事例研究

意匠権の効力範囲は、登録意匠の類似範囲である。

本誌第66巻第11号（パテント2013 Vol.66 No.11）に、「画像デザイン登録事例研究」と題する論文が平成24年度意匠委員会 第2委員会 部分・画像部会により執筆・掲載されている。

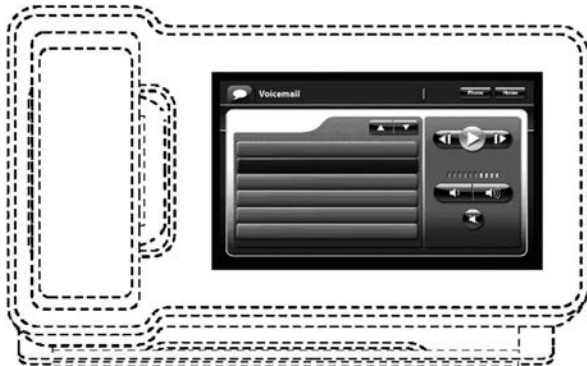
そこでは、画像を含む意匠で本意匠-関連意匠の関係を持って登録されているものに注目するという手法で、画像デザインの類似範囲の参考となる事例を紹介している。

それによると、たとえば、意匠1392207号を本意匠とし、意匠1392390号が関連意匠として登録を受けている。

また、意匠1392208号を本意匠とし、意匠1392391号、意匠1392392号が関連意匠として登録を受けている。

したがって、意匠1392207号と意匠1392390号が類

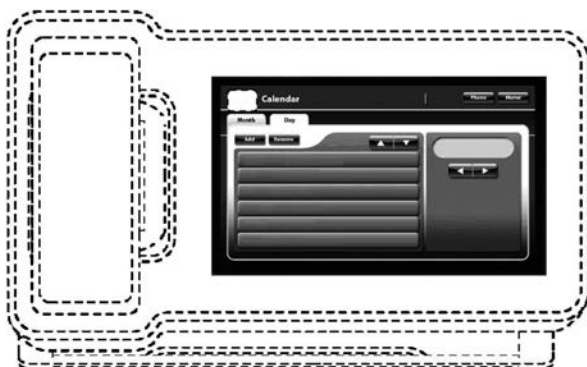
似し、意匠 1392208 号と意匠 1392391 号、意匠 1392392 号が類似するが、意匠 1392207 号と意匠 1392208 号は非類似であることが分かる。なお、これらの意匠に係る物品はすべて「情報端末機」で同一である。



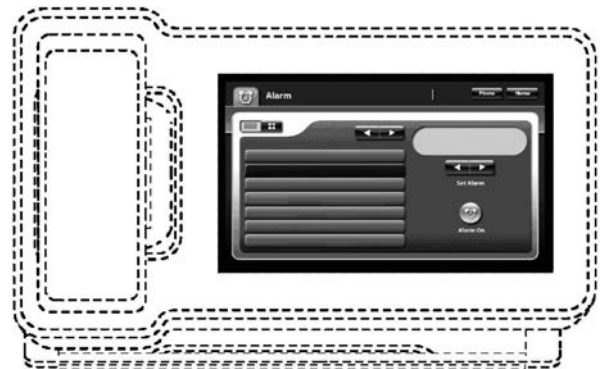
意匠 1392207 号 (本意匠)  
機能：メッセージ機能 (例えばボイスメール機能)



意匠 1392390 号 (意匠 1392207 号の関連意匠)  
機能：音源再生機能



意匠 1392208 号 (本意匠)  
機能：スケジュール機能



意匠 1392391 号 (意匠 1392208 号の関連意匠)  
機能：アラーム機能



意匠 1392392 号 (意匠 1392208 号の関連意匠)  
機能：設定機能 (例えばスクリーンセーバの設定)

これらの類否について「画像デザイン登録事例研究」では「…相違点としては、本意匠 1392207 号及びその関連意匠 1392390 号の画面右側には音源の再生等ボタンがあり、その下部に音量の調整等ボタンがあるのに対し、本意匠 1392208 号及びその関連意匠 1392391 号及び関連意匠 1392392 号には横長楕円状の日付表示部と日付選択ボタンがある点で異なる点である。また、両意匠は形態のみならず、『意匠登録を受けようとする部分が有する用途及び機能』においても相違すると思われる。これは特許庁意匠審査基準 71.9.1 に掲げられた 4 つの要件の②の要件である。…(中略)…このように、本事例では、形態的な相違点のみならず、当該相違部分自体が持つ用途・機能の相違も類否の決め手になったと思われる。」と説明されている。

つまり、意匠審査基準において部分意匠の類否判断は

- ①意匠に係る物品の類否
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の類否
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の形態の類否
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものか

に基づくとされているところ（71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断）、画像デザインを含む意匠は「意匠登録を受けようとする部分」が「画像」であるため、「『画像』の形態の類否」（上記③に対応）とあわせて「『画像』の用途及び機能の類否」（上記②に対応）に基づいて類似範囲が認定されているというのである。

また、意匠審査基準 74.5 画像を含む意匠の登録要件 74.5.3 創作非容易性 に以下の記載がある。

変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

つまり、「画像の形態」か「画像の変化の態様」のどちらか一方がありふれたものであっても、他方がありふれたものでない場合は（創作非容易として）意匠登録され、意匠権の効力を発生させるということである。

さらに、意匠審査基準 22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法(5)意匠全体としての類否判断(i)共通点及び差異点についての総合判断 には、以下のように記載されている。

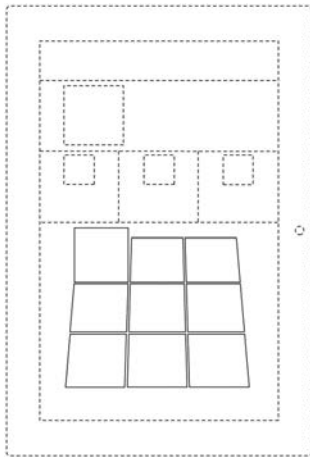
ある共通点又は差異点が類否判断をする上で最も重要な要素となるか否かは、他の共通点及び差異点との相対的な関係で決まる。ある共通

点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさを考えるとき、他の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響が小さければ、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響は相対的に大きいものとなる。他方、意匠全体の美感に与える影響が同程度あるいはより大きな共通点又は差異点が他にある場合には、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさは、相対的に小さくなる。

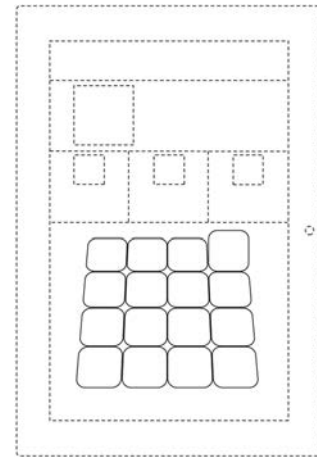
つまり、たとえば「画像の形態」がありふれたものでも「画像の変化の態様」がありふれたものでない場合には登録が認められ、その際の類否判断にあたる影響は「画像の形態」の共通点・差異点よりも、「画像の変化の態様」の共通点又は差異点の方が大きい、ということになる。

前述の「画像デザイン登録事例研究」には別の事例として、意匠 1447131 号を本意匠として、意匠 1449251 号、意匠 1447596 号、意匠 1447597 号、意匠 1447598 号、意匠 1447599 号、意匠 1447600 号が関連意匠として登録を受けている例が取り上げられている。この事例において、それぞれの意匠は「ユーザーの操作によりアイコンが選択されると、斜めになっていたアイコンが正立するように変化する」という「画像の変化の態様」は共通するが、アイコンの形や個数はまちまちで「画像の形態」が共通しているとはいえない。

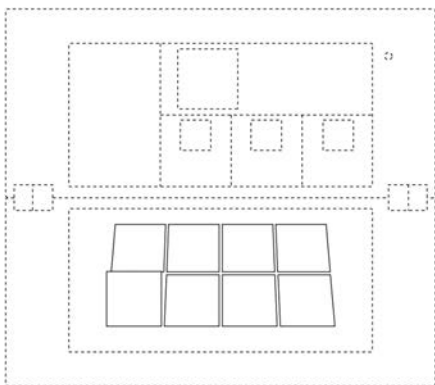
これらは、「画像の形態」が比較的ありふれたものである一方、「画像の変化の態様」がありふれていないものとして、主として「画像の変化の態様」の共通点に基づいて類似と認定された例と考えられる。



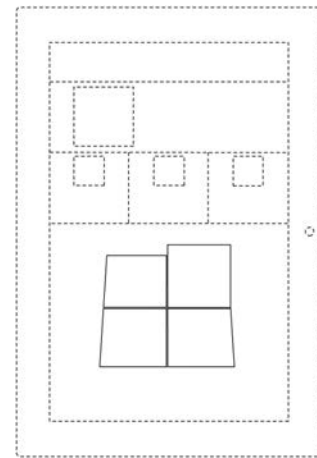
意匠 1447131 号 (本意匠)



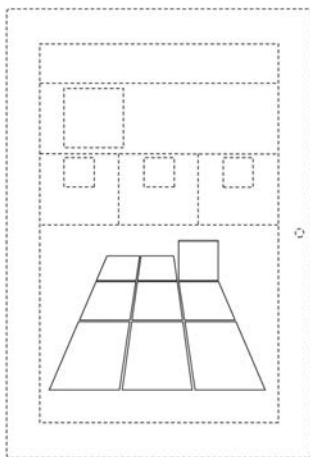
意匠 1447597 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



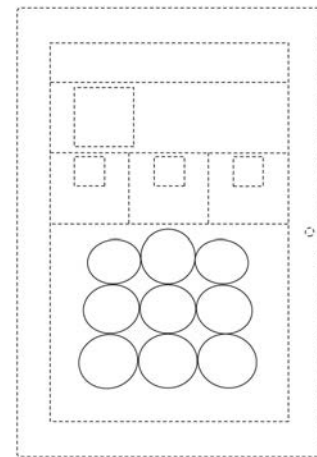
意匠 1449251 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



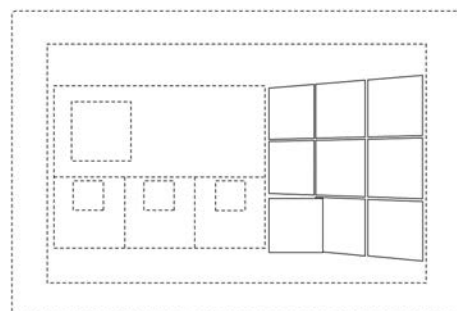
意匠 1447598 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



意匠 1447596 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



意匠 1447599 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



意匠 1447600 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)

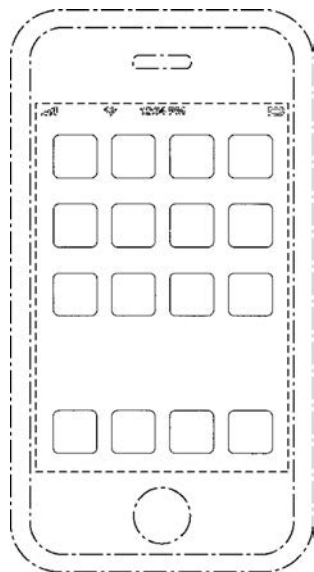
以上を総合すると、GUIの意匠権の効力範囲（登録意匠の類似範囲）は、画像の形態及び画像の用途・機能が共通する範囲ということができる。ここで「画像の機能」とは、具体的には（ユーザーの操作や装置（物品）の動作に応じて）「画像が変化する態様」のことである。

「画像の形態」と「画像の機能」のいずれかがありふれたものであっても他方がありふれたものでない場合は意匠登録が認められ、その場合は主として意匠的特徴（意匠の美感を形成する要素）を有する方（ありふれてないもの）の共通性に基づき類否判断される。

### 3. 他の事例へのあてはめ検討

それでは上記を他の事例にあてはめ、それぞれのGUIの意匠権の効力範囲を検討したい。

#### 3-1. 意匠 1395587号（携帯情報端末）



意匠 1395587号 正面図

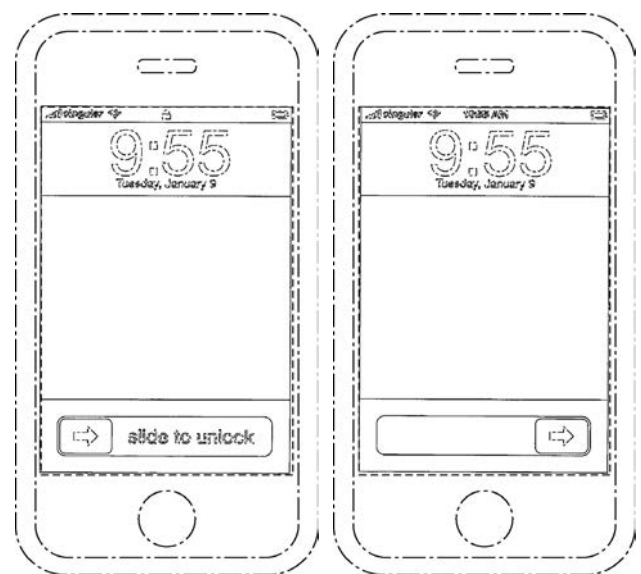
「意匠の説明」に「正面図は、本物品のロックが解除された場合、およびホームボタンが押された場合に表示されるホームメニュー画面を示す図である。…（中略）…正面図に表わされた画面には複数のアイコン画像が表示され、表示部におけるアイコン画像の位置を指で触ると、それぞれのアイコンに応じた機能が発揮される状態に移る。つまり、テキストメッセージ、カレンダー、写真表示、カメラ撮影、動画表示、株価表示、地図表示、天気情報、時計、計算機、ノート、設定、電話、メール、ウェブブラウザ、音楽プレーヤといった機能を発揮できる状態に移る。」という記載があり、「画像の用途」はいわゆる「ホームメニュー」で

ある。

図に「意匠登録を受けようとする部分」として実線で表されているのは横4列に並んだ角丸正方形のアイコンであり、「画像の形態」としては、全体の中での位置、大きさ、範囲を含めても、いわゆる「ありふれた」ものにとどまっている。

そうすると、この意匠の類否は「画像の用途」の共通性に大きく影響されることになる。つまり、本件意匠権の効力は「ホームメニュー」画面にのみ及び、他の用途、たとえば、写真データを一覧表示する画面等には及ばないものと考えられる。

#### 3-2. 意匠 1395587号（携帯情報端末）



正面図

参考正面図2

「意匠の説明」に「正面図は、本物品の起動時に表示されるオープニングスクリーンである。正面図の下端に表示された矢印付きのスライドボタンの位置に触れて、その指を右方向にスライドさせると、表示部には、アンロックされた画面として参考正面図2に示す画面が表示される。」という記載がある。「画像の用途」はいわゆる「アンロック」画面であり、「画像の機能」はユーザーのタッチスライド操作に応じて正面図から参考正面図2に変化する態様である。

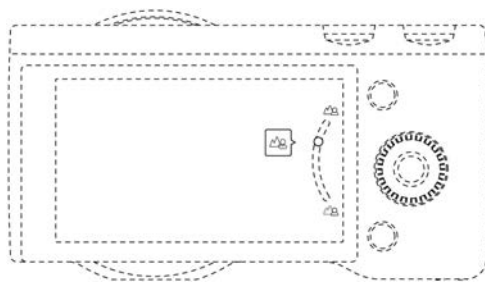
上記の変化の態様は一般的なものであり、「画像の機能」としては「ありふれた」ものにとどまっている。そうすると、意匠の類否は、縦長方形の上部および下部約四分の一を横線で分割し、下部約四分の一の中にスライダーを配置した「画像の形態」の共通性と、「画像の用途」の共通性に大きく影響されることになる。たとえば、対比事例1のような画面表示（図は筆者の

作成による)は、「画像の形態」や「画像の用途」が異なるため、本件意匠権の効力が及ばないものと考えられる。



対比事例1

### 3-3. 意匠 1437193 号 (デジタルカメラ)



意匠 1437193 号 背面図

「意匠の説明」に「撮影画像における背景のぼかし度合いの調整操作に用いる GUI であり、ダイヤルの操作によって、各背面図に表すように、ガイド上をポインタが上下するとともに、吹き出し様の図形内のアイコン図形が漸次変化して、ユーザに対し、視覚的に分かり易くぼかし度合いの強弱を表示する。」という記載がある。「ダイヤル操作に応じて吹き出し様の図形内のアイコン図形が漸次変化し、ぼかし度合いの強弱を表示する」という「画像の機能」が特徴的であるため、意匠の類否は「画像の用途・機能」の共通性に大きく影響されることとなる。つまり、「画像の用途・機能」が共通する場合は、たとえば対比事例2のように「画像の形態」の共通性が小さい場合も、意匠権の効力が及ぶ可能性が高いと考えられる。他方、たとえば対比事例3のような、操作に応じてズームの度合いを表示する画面表示は、「画像の用途・機能」が共通しないため、「画像の形態」が相似するとしても、この意匠権の効力は及ばないと考えられる。(対比事例の図は筆

者の作成による。)



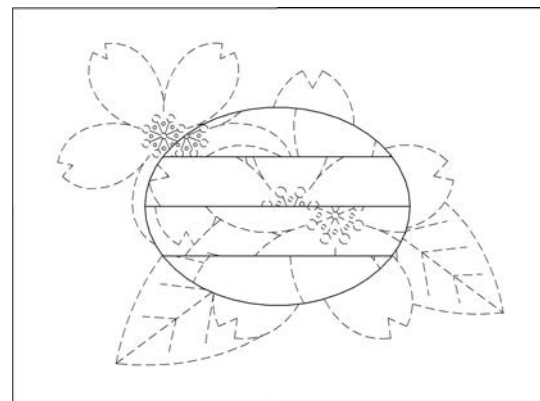
対比事例2 機能：背景のぼかし度合いの調整



対比事例3 機能：ズーム機能

### 3-4. 意匠 1485162 号 (電子カメラ)

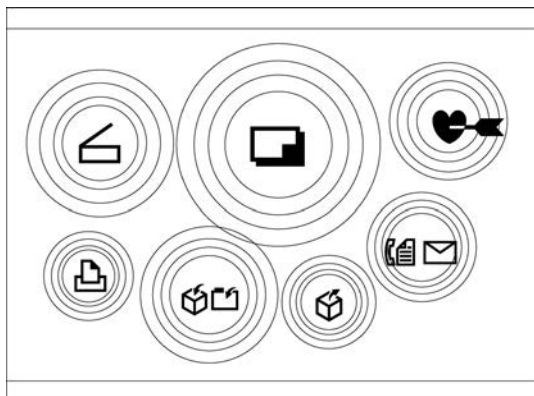
「意匠に係る物品の説明」に「スプリットイメージの表示領域は、上下に四分割されたサブ表示領域から構成され、それぞれのサブ表示領域には境界を挟んで上下に異なる位相を有する画像が表示される。それにより、非合焦状態のときは、上下に隣接するサブ表示領域内の画像が左右にずれた状態で表示される。フォーカシングを回転操作することにより、上下に隣接するサブ表示領域内の画像のずれが小さくなり、合焦状態では上下に隣接するサブ表示領域内の画像のずれが無くなり、サブ表示領域の境界が見えなくなる。」という記載がある。「フォーカシングを回転操作することにより、上下に隣接するサブ表示領域内の画像のずれが小さくなる」という「画像の機能」が特徴的なため、類否判断に与える影響が大きいと思われる。そうすると、「画像の用途」や「画像の形態」が同一であっても、ボタンなどレバーなどリング以外の手段でフォーカス操作する場合の画面表示には、本件意匠権の効力が及ばないものと考えられる。



意匠 1485162 号 表示部拡大図

### 3-5. 意匠 1337494 号 (電子複写機)

「意匠に係る物品の説明」に「円形の各種操作ボタンは、使用頻度に応じて大きさが変わり、使用頻度の高い操作ボタンが液晶表示部中央上に表示されるよう学習機能を有している。」という記載がある。この「画像の機能」により、「画像の形態」は、操作ボタンそれぞれの配置が不定なものになっている。そうすると「画像の形態」の意匠的特徴は主として操作ボタンが四重円形をしていることになるため、本件意匠権の効力範囲は「使用頻度の高い操作ボタンが中央上に表示される学習機能」を有する、四重円形の複数の操作ボタンを表示する画面であって、更にそれぞれの操作ボタンのアイコンが形態的に相似するものに限定されると考えられる。



意匠 1337494 号 液晶表示部の拡大図

### 4. おわりに

以上説明したように、GUIは画像の形態の特徴と、画像の用途・機能の特徴とが評価されて意匠登録されるものとなっており、見た目が美しいという「形態的美感」とあわせて、「入力しやすい」「操作が分かりやすい」「使い心地がいい」といった「機能的美感」を保護する制度となっていることが分かる。

ただし、このことは現在のところ審議会等で報告されているにとどまり（たとえば <http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/isyoun18/07.pdf>）、一般にわかりやすい形では周知されていない。

また、一般に提供されている意匠検索のシステムも、こうした「機能的美感」に基づいて検索しやすいようなものにはなっていない。

GUIデザインの適切な保護や利用のためには、制度の特徴や権利の効力範囲が明確になっていることが重要である。制度の周知や検索機能向上等の施策が要望される。

(原稿受領 2015. 2. 19)